

〔調査結果の概要〕

(注) 本概要は、医療施設を除く集計対象企業（「調査の説明」4及び7参照）についての結果をまとめたものである。

1 平均年齢及び平均勤続年数（表1）【集計表第1表】

調査産業計の男女計の平均年齢は40.6歳、平均勤続年数は17.3年、製造業ではそれぞれ40.1歳、16.9年となっている。

表1 平均年齢及び平均勤続年数

(歳、年)

産業区分・年	男女計		男		女	
	平均年齢	平均勤続年数	平均年齢	平均勤続年数	平均年齢	平均勤続年数
調査産業計	40.6	17.3	40.9	17.8	38.6	14.9
製造業	40.1	16.9	40.5	17.3	38.2	14.6
前回（令和3年）						
調査産業計	40.8	17.4	40.8	17.7	39.1	14.3
製造業	40.4	17.4	40.4	17.3	37.9	14.7

2 平均賃金（表2）【集計表第2表】

調査産業計の令和4年6月分の平均所定内賃金は374.6千円、平均所定外賃金は63.6千円、製造業ではそれぞれ361.0千円、61.6千円となっている。

表2 平均所定内及び平均所定外賃金

(千円)

産業区分・年	平均所定内賃金			平均所定外賃金		
	男女計	男	女	男女計	男	女
調査産業計	374.6	383.1	308.7	63.6	70.2	37.9
製造業	361.0	363.4	299.9	61.6	69.5	36.5
前回（令和3年）						
調査産業計	364.5	379.8	295.9	61.8	67.8	34.4
製造業	348.5	356.9	296.3	61.0	67.1	34.8

3 賃金構成比（表3）【集計表第3表】

令和4年6月分の所定内賃金を構成する各賃金の構成比をみると、調査産業計では、基本給91.5%、奨励給0.1%、職務関連手当3.3%、生活関連手当4.6%、その他の手当0.5%となっている。

製造業では、基本給 92.7%、奨励給 0.1%、職務関連手当 2.9%、生活関連手当 4.0%、その他の手当 0.3%となっている。

表3 所定内賃金計を100とした賃金構成比

(%)

産業区分・年	基本給	奨励給	職務関連 手当	生活関連 手当	その他の 手当
調査産業計	91.5	0.1	3.3	4.6	0.5
製造業	92.7	0.1	2.9	4.0	0.3
前回（令和3年）					
調査産業計	91.5	0.1	3.2	4.5	0.6
製造業	92.5	0.1	3.0	4.1	0.4

4 地域（都市）手当制度（前回平成29年）（表4）【集計表第5表】

地域（都市）手当制度を採用している企業は、調査産業計では64社（集計172社の37.2%）、製造業では35社（同101社の34.7%）となっている。

支給額の決め方をみると、調査産業計では、定額としている企業が28社、支給額に幅がある企業が31社、率で定めている企業が13社となっている。製造業では、定額としている企業が14社、支給額に幅がある企業が17社、率で定めている企業が12社となっている。また、無支給地域を含む地域区分の平均は調査産業計で4.0区分、製造業で3.3区分となっている。

表4 地域（都市）手当制度

(社、区分数)

産業区分・年	集計社数	制度あり	支給額の決め方			平均地域 区分数
			定額	支給額に幅	率	
調査産業計	172	64	28	31	13	4.0
製造業	101	35	14	17	12	3.3
前回（平成29年）						
調査産業計	219	80	29	39	18	3.6
製造業	122	43	12	21	15	3.5

5 技能手当、技術（資格）手当制度（前回平成29年）（表5）【集計表第6表】

技能手当、技術（資格）手当制度を採用している企業は、調査産業計では68社（集計170社の40.0%）となっている。

平均支給額について調査産業計では「情報処理系」は定額が13.5千円、支給額に幅がある場合の最高額が20.5千円、「事務・法律系」はそれぞれ11.3千円、18.0千円、

「技能労働系」はそれぞれ9.5千円、14.4千円、「その他の資格」はそれぞれ28.0千円151.3千円となっている。

表5 技能手当、技術（資格）手当制度

(社、千円)

産業区分・年	集計社数	制度あり	支給対象の資格及び平均支給額							
			情報処理系		事務・法律系		技能労働系		その他の資格	
			定額	最高額	定額	最高額	定額	最高額	定額	最高額
調査産業計	170	68	13.5	20.5	11.3	18.0	9.5	14.4	28.0	151.3
製造業	100	44	5.0	31.0	6.4	23.0	9.6	14.7	2.6	43.8
前回（平成29年）										
調査産業計	213	73	9.9	13.5	11.9	16.1	6.9	10.9	16.7	43.5
製造業	120	36	3.8	26.0	9.1	17.3	5.4	10.8	3.2	13.8

6 令和4年春闘における賃金に関する要求の有無・内容、要求方式及び妥結状況

(表6) 【集計表第7-1表】

令和4年の春闘では、労働組合から賃金に関する要求があったのは調査産業計では146社（集計170社の85.9%）で、要求内容は「ベースアップの実施」107社（要求があった企業146社の73.3%）、「定期昇給の実施・賃金体系維持」103社（同146社の70.5%）となっており、要求方式は「平均賃上げ方式」94社（同146社の64.4%）、「個別賃上げ方式」41社（同146社の28.1%）となっている。

製造業では88社（集計101社の87.1%）で、要求内容は「ベースアップの実施」68社（要求があった88社の77.3%）、「定期昇給の実施・賃金体系維持」65社（同88社の73.9%）となっており、要求方式は「平均賃上げ方式」60社（同88社の68.2%）、「個別賃上げ方式」24社（同88社の27.3%）となっている。

要求があった企業のうち交渉が妥結したのは、調査産業計では145社（要求があった146社の99.3%）で、妥結内容は「ベースアップの実施」75社（妥結した145社の51.7%）、「定期昇給の実施・賃金体系維持」113社（同145社の77.9%）となっている。

製造業では88社（要求があった88社の100.0%）で、妥結内容は「ベースアップの実施」58社（妥結した88社の65.9%）、「定期昇給の実施・賃金体系維持」71社（同88社の80.7%）となっている。

表6 令和4年春闘 賃金に関する要求の有無・内容、要求方式及び妥結状況

(社、%)

産業区分 年 集計社数	要求あり	要求内容(複数回答)			要求方式(複数回答)			要求 なし
		ベース アップの 実施	定期昇給 の実施・ 賃金体系 維持	その他	平均賃上 げ方式	個別賃上 げ方式	その他	
調査産業計 170社 (100.0)	146 (85.9)	107 <73.3>	103 <70.5>	20 <13.7>	94 《64.4》	41 《28.1》	18 《12.3》	24 (14.1)
製造業 101社 (100.0)	88 (87.1)	68 <77.3>	65 <73.9>	12 <13.6>	60 《68.2》	24 《27.3》	11 《12.5》	13 (12.9)
前回(令和3年) 調査産業計 170社	132	74	102	22	77	29	22	38
製造業 101社	79	41	64	14	50	15	12	22

産業区分・年	要求あり (再掲)	妥結あり	妥結内容(複数回答)			妥結 なし
			ベースアップ の実施	定期昇給の実 施・賃金体系維 持	その他	
調査産業計	146 <100.0>	145 <99.3>	75 《51.7》	113 《77.9》	28 《19.3》	- (-)
製造業	88 <100.0>	88 <100.0>	58 《65.9》	71 《80.7》	14 《15.9》	- (-)
前回(令和3年) 調査産業計	132	132	35	106	27	-
製造業	79	79	28	63	15	-

(注) 〈 〉及び《 》内の構成比は、複数回答や無回答の企業が存在するため、合計が必ずしも100にならない。

7 賃金改定の状況(表7、表8)【集計表第8-1表、第8-2表】

基本給部分の賃金表ありとする企業は調査産業計では146社(集計170社の85.9%)で、うち令和3年7月から令和4年6月までの1年間で賃金改定があったのは78社(賃金表がある146社の53.4%)であった。

また、ベースアップを実施した企業は76社(同146社の52.1%)、ベースダウン

を実施した企業はなく、賃金を据え置いた企業は67社（同146社の45.9%）となっている。製造業では86社（集計99社の86.9%）で、賃金改定があったのは61社（賃金表がある86社の70.9%）、同期間にベースアップを実施した企業は60社（同86社の69.8%）、ベースダウンを実施した企業はなく、賃金を据え置いた企業は25社（同86社の29.1%）となっている。

同期間における定期昇給の実施状況をみると、定期昇給制度のある企業は調査産業計では145社で、うち定期昇給を実施した企業は145社であり、製造業では89社で、うち定期昇給を実施した企業は89社となっている。

昇給額について、昨年と同額とする企業が調査産業計で95社（定期昇給を実施した145社の65.5%）、製造業で50社（同89社の56.2%）、昨年比で増額がそれぞれ39社（同145社の26.9%）、30社（同89社の33.7%）、昨年比で減額が8社（同145社の5.5%）、8社（同89社の9.0%）となっている。実施時期は4月～6月とする企業が最も多く、調査産業計で120社（同145社の82.8%）、製造業で74社（同89社の83.1%）となっている。

定期昇給制度がない企業は調査産業計で26社、製造業で11社となっている。

また、賃金カットを実施した企業は調査産業計では2社（集計167社の1.2%）、製造業では2社（集計98社の2.0%）となっている。

表7 賃金改定の状況
— 令和3年7月～令和4年6月 —

(1) 基本給部分の改定

(社、%)

産業区分・年 集計社数	賃金表 あり	賃金改定あり			改定なし (据え置き)	賃金表 なし
			ベース アップ の実施	ベース ダウン の実施		
調査産業計						
170 社 (100.0)	146 (85.9)	78 (45.9)	76 (44.7)	— (—)	67 (39.4)	24 (14.1)
	<100.0>	<53.4>	<52.1>	<—>	<45.9>	
製造業						
99 社 (100.0)	86 (86.9)	61 (61.6)	60 (60.6)	— (—)	25 (25.3)	13 (13.1)
	<100.0>	<70.9>	<69.8>	<—>	<29.1>	
前回(令和3年) 調査産業計						
171 社	139	45	41	—	94	33
製造業						
101 社	81	34	32	—	47	20

(2) 定期昇給の実施 (定期昇給制度のある企業)

(社、%)

産業区分・ 年・定期昇 給制度の ある企業	実施 あり	昇給額			実施時期					実施 なし
		昨年と 同額	昨年比 増額	昨年比 減額	1月～ 3月	4月～ 6月	7月～ 9月	10月～ 12月	その他	
調査産業計										
145 社 (100.0)	145 (100.0)	95 (65.5)	39 (26.9)	8 (5.5)	5 (3.4)	120 (82.8)	15 (10.3)	— (—)	3 (2.1)	— (—)
	<100.0>	<65.5>	<26.9>	<5.5>	<3.4>	<82.8>	<10.3>	<—>	<2.1>	<—>
製造業										
89 社 (100.0)	89 (100.0)	50 (56.2)	30 (33.7)	8 (9.0)	4 (4.5)	74 (83.1)	9 (10.1)	— (—)	1 (1.1)	— (—)
	<100.0>	<56.2>	<33.7>	<9.0>	<4.5>	<83.1>	<10.1>	<—>	<1.1>	<—>
前回(令和3年) 調査産業計										
141 社	137	95	17	23	5	116	14	—	2	3
製造業										
87 社	85	57	12	15	4	73	7	—	1	2

(3) 賃金カットの実施		(社、%)	
産業区分・年・集計社数	実施あり	実施なし	
調査産業計			
167 社	2	165	
(100.0)	(1.2)	(98.8)	
製造業			
98 社	2	96	
(100.0)	(2.0)	(98.0)	
前回(令和3年)			
調査産業計			
167 社	2	165	
製造業			
98 社	2	96	

令和3年7月から令和4年6月までの1年間の労働者一人平均の賃金改定額(率)(昇給分+ベースアップ分)をみると、調査産業計では6,631円、率で2.17%、製造業では6,573円、率で2.18%となっている。

また「ベースアップ分」について回答した企業についてみると、調査産業計では額で1,744円、率で0.56%、製造業では額で1,660円、率で0.52%となっている。

表8 賃金改定額

産業区分・年	賃金改定額(率)			
	賃金改定額(率)		うちベースアップ分	
	額	率	額	率
調査産業計	6,631	2.17	1,744	0.56
製造業	6,573	2.18	1,660	0.52
前回(令和3年)				
調査産業計	6,195	1.94	493	0.13
製造業	6,113	1.94	583	0.17

(注) 「うちベースアップ分」は賃金改定額(率)の内数として回答できる場合にのみ回答を得ている。

8 一時金支給額(表9)【集計表第9表】

令和3年年末一時金の一人平均支給額は、調査産業計では831.4千円、月収換算2.4か月分、製造業では799.5千円、月収換算2.4か月分となっている。

令和4年夏季一時金の一人平均支給額は、調査産業計では1,015.7千円、月収換算2.8か月分、製造業では899.2千円、月収換算2.7か月分となっている。

表9 一時金支給額及び月収換算月数

(1) 年末一時金 (社、千円、月分)				(2) 夏季一時金 (社、千円、月分)			
産業区分・年	集計社数	支給額	月収換算	産業区分・年	集計社数	支給額	月収換算
令和3年年末 調査産業計	159	831.4	2.4	令和4年夏季 調査産業計	161	1,015.7	2.8
製造業	95	799.5	2.4	製造業	97	899.2	2.7
前回(令和2年年末) 調査産業計	160	860.0	2.4	前回(令和3年夏季) 調査産業計	160	929.4	2.5
製造業	96	799.8	2.4	製造業	97	823.3	2.5

(注1) 「令和3年年末」とは令和3年9月～令和4年2月、「令和4年夏季」とは令和4年3月～令和4年8月の期間前年についても同様。

(注2) 月収換算とは、一時金支給時における所定内賃金に対する一時金支給額の倍率である。

9 モデル所定内賃金

(表10、表11、表12) 【集計表第10-1表、第10-5表、第10-7表】

学歴、年齢別にみた「モデル所定内賃金」のピークをみると、調査産業計では大学卒事務・技術(総合職)は55歳で612.2千円、高校卒事務・技術(総合職)は55歳で486.5千円、高校卒生産は55歳で408.5千円となっている。製造業では大学卒事務・技術(総合職)は60歳で571.8千円、高校卒事務・技術(総合職)は55歳で476.0千円、高校卒生産は55歳で403.0千円となっている。

モデル所定内賃金の年齢間格差を22歳に対する55歳の倍率でみると、調査産業計では大学卒事務・技術(総合職)は2.72倍、高校卒事務・技術(総合職)2.34倍、高校卒生産2.05倍となっている。製造業ではそれぞれ2.53倍、2.32倍、2.03倍となっている。

大学卒事務・技術(総合職)を100として学歴間格差をみると、調査産業計では大学卒の入職時である22歳で高校卒事務・技術(総合職)は92.1、高校卒生産は88.5となっており、55歳ではそれぞれ79.5、66.7となっている。製造業では、22歳ではそれぞれ91.2、88.1となっており、55歳では83.6、70.7となっている。

表 10 モデル所定内賃金

(千円)

職種・学歴・ 産業区分	18 歳	20 歳	22 歳	25 歳	30 歳	35 歳	40 歳	45 歳	50 歳	55 歳	60 歳
事務・技術（総合職）											
大学卒			(入社)	(3年)	(8年)	(13年)	(18年)	(23年)	(28年)	(33年)	(38年)
調査産業計	—	—	225.4	255.1	325.4	392.4	462.7	540.8	589.9	612.2	579.3
製造業	—	—	225.1	253.9	321.6	384.2	451.1	518.2	560.3	569.7	571.8
高校卒	(入社)	(2年)	(4年)	(7年)	(12年)	(17年)	(22年)	(27年)	(32年)	(37年)	(42年)
調査産業計	179.5	192.5	207.7	233.1	293.0	346.8	380.9	423.0	462.0	486.5	445.1
製造業	179.2	190.4	205.4	228.6	287.7	336.5	373.8	414.1	452.9	476.0	468.0
生産											
高校卒	(入社)	(2年)	(4年)	(7年)	(12年)	(17年)	(22年)	(27年)	(32年)	(37年)	(42年)
調査産業計	177.1	187.4	199.5	220.2	266.5	312.2	351.1	382.1	399.9	408.5	389.4
製造業	176.7	186.0	198.3	219.0	266.1	311.7	348.6	381.8	400.1	403.0	390.7

(注1) モデル所定内賃金は、交替手当及び通勤手当を除外した額である。

(注2) 年齢ごとに回答企業数に異同があり、集計社数がそれぞれ異なる。

表 11 モデル所定内賃金の年齢間格差（55歳／22歳）

(倍)

産業区分・年	大学卒	高校卒	
	事務・技術 (総合職)	事務・技術 (総合職)	生産
調査産業計	2.72	2.34	2.05
製造業	2.53	2.32	2.03
前回(令和3年)			
調査産業計	2.70	2.19	2.04
製造業	2.57	2.19	2.06

表 12 モデル所定内賃金の学歴間格差（大学卒事務・技術（総合職）を100とした場合の水準）

産業区分・年	高校卒事務・技術 (総合職)		高校卒生産	
	22歳	55歳	22歳	55歳
調査産業計	92.1	79.5	88.5	66.7
製造業	91.2	83.6	88.1	70.7
前回(令和3年)				
調査産業計	92.0	74.9	87.7	66.2
製造業	91.5	77.8	88.1	70.5

10 実在者平均所定内賃金

(表 13、表 14、表 15) 【集計表第 11-1 表、第 11-3 表、第 11-4 表】

「実在者平均所定内賃金」は、性、事務・技術労働者又は生産労働者、学歴、年齢別にみた実在者の平均所定内賃金であり、中途入社した者も含まれる。

学歴、年齢別に男性の実在者平均所定内賃金のピークをみると、調査産業計では大学卒事務・技術は 55 歳（平均勤続年数は 29.8 年）で 568.8 千円、高校卒事務・技術は 55 歳（同 35.1 年）で 440.5 千円、高校卒生産は 55 歳（同 33.5 年）で 390.8 千円となっている。

製造業では大学卒事務・技術は 60 歳（平均勤続年数は 32.6 年）で 513.3 千円、高校卒事務・技術は 55 歳（同 33.8 年）で 413.8 千円、高校卒生産は 55 歳（同 33.6 年）で 385.2 千円となっている。

実在者の平均所定内賃金の年齢間格差を 22 歳に対する 55 歳の倍率でみると、調査産業計では大学卒事務・技術は 2.52 倍、高校卒事務・技術 2.19 倍、高校卒生産 1.93 倍となっている。製造業では 2.30 倍、2.07 倍、1.92 倍となっている。

大学卒事務・技術（総合職）を 100 として学歴間格差をみると、調査産業計では 22 歳で、高校卒事務・技術は 89.1、高校卒生産は 89.7 となっており、55 歳ではそれぞれ 77.4、68.7 となっている。製造業では、22 歳でそれぞれ 90.6、90.6、55 歳ではそれぞれ 81.6、75.9 となっている。

表 13 実在者平均所定内賃金（男性）

（千円、年）

職種・学歴・ 産業区分	18歳	20歳	22歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳
大学卒 事務・技術 調査産業計 （平均勤続年数）	—	—	225.5 (0.3)	251.4 (1.9)	313.5 (6.0)	390.9 (10.5)	448.0 (13.9)	501.2 (18.5)	554.6 (23.6)	568.8 (29.8)	525.7 (32.8)
製造業 （平均勤続年数）	—	—	221.0 (0.3)	246.1 (1.6)	307.1 (5.6)	375.7 (9.9)	421.5 (12.7)	473.8 (17.2)	507.5 (21.5)	507.2 (29.3)	513.3 (32.6)
高校卒 事務・技術 調査産業計 （平均勤続年数）	176.2 (0.3)	185.6 (2.0)	201.0 (3.8)	222.2 (6.2)	269.7 (10.5)	317.9 (13.7)	373.0 (18.3)	390.8 (22.9)	415.9 (30.1)	440.5 (35.1)	409.4 (40.1)
製造業 （平均勤続年数）	176.4 (0.3)	183.1 (2.1)	200.3 (4.0)	225.1 (6.7)	269.5 (11.3)	308.9 (14.1)	339.5 (18.6)	361.1 (21.9)	405.9 (29.2)	413.8 (33.8)	410.3 (40.5)
高校卒 生産 調査産業計 （平均勤続年数）	178.1 (0.3)	188.8 (1.9)	202.2 (3.7)	218.9 (6.3)	261.9 (10.5)	302.0 (14.5)	327.8 (18.0)	359.4 (23.4)	383.2 (29.9)	390.8 (33.5)	367.5 (38.5)
製造業 （平均勤続年数）	178.7 (0.3)	187.7 (1.9)	200.3 (3.7)	217.4 (6.4)	262.4 (10.6)	303.8 (14.7)	328.5 (18.3)	355.5 (23.4)	378.4 (29.9)	385.2 (33.6)	366.4 (38.7)

（注1） 実在者平均所定内賃金は、役付手当及び住宅手当を除外した額である。

（注2） 年齢ごとに回答企業数に異同があり、集計社数がそれぞれ異なる。

表 14 実在者平均所定内賃金の年齢間格差（男性・55歳／22歳）

（倍）

産業区分・年	大学卒 事務・技術	高校卒	
		事務・技術	生産
調査産業計	2.52	2.19	1.93
製造業	2.30	2.07	1.92
前回(令和3年)			
調査産業計	2.54	2.17	1.93
製造業	2.27	2.09	1.94

表 15 実在者平均所定内賃金の学歴間格差（男性）（大学卒事務・技術（総合職）を100とした場合の水準）

産業区分・年	高校卒事務・技術		高校卒生産	
	22歳	55歳	22歳	55歳
調査産業計	89.1	77.4	89.7	68.7
製造業	90.6	81.6	90.6	75.9
前回(令和3年)				
調査産業計	90.7	77.6	88.8	67.3
製造業	89.7	82.6	90.1	77.0

11 モデル一時金（年間計）

（表 16、表 17、表 18）【集計表第 12-1 表、第 12-5 表、第 12-7 表】

「モデル一時金」は、学校を卒業後、直ちに入社して同一企業に継続勤務し、標準的に昇進した者のうち、設定されたモデル条件（モデル所定内賃金のモデルに同じ。）に該当する者の一時金（年末及び夏季の賞与一時金）である。

学歴、年齢別にみた「モデル一時金」の年間計（令和 3 年末と令和 4 年夏季の合計）のピークは調査産業計では大学卒事務・技術（総合職）は 55 歳で 3,600 千円、高校卒事務・技術（総合職）は 55 歳で 2,666 千円、高校卒生産は 55 歳で 2,153 千円となっている。製造業では大学卒事務・技術（総合職）は 55 歳で 3,424 千円、高校卒事務・技術（総合職）は 55 歳で 2,716 千円、高校卒生産は 55 歳で 2,120 千円となっている。

年齢間格差を 25 歳に対する 55 歳の倍率でみると、調査産業計では、大学卒事務・技術（総合職）2.85 倍、高校卒事務・技術（総合職）2.51 倍、高校卒生産 1.97 倍となっている。製造業ではそれぞれ 2.75 倍、2.50 倍、1.97 倍となっている。

大学卒事務・技術（総合職）を 100 として学歴間格差をみると、調査産業計では 25 歳で高校卒事務・技術（総合職）は 84.2、高校卒生産は 86.5、55 歳ではそれぞれ 74.1、59.8 となっている。製造業では 25 歳でそれぞれ 87.5、86.5、55 歳ではそれぞれ 79.3、61.9 となっている。

表 16 モデル一時金（年間計）

（千円）

職歴・学歴・ 産業区分	20 歳	22 歳	25 歳	30 歳	35 歳	40 歳	45 歳	50 歳	55 歳	60 歳
事務・技術（総合職）										
大学卒			(3年)	(8年)	(13年)	(18年)	(23年)	(28年)	(33年)	(38年)
調査産業計	—	—	1,262	1,683	2,060	2,636	3,116	3,371	3,600	3,237
製造業	—	—	1,243	1,658	2,039	2,493	2,999	3,244	3,424	3,378
高校卒	(2年)	(4年)	(7年)	(12年)	(17年)	(22年)	(27年)	(32年)	(37年)	(42年)
調査産業計	865	962	1,062	1,330	1,672	1,975	2,215	2,439	2,666	2,257
製造業	887	993	1,088	1,341	1,692	2,023	2,279	2,493	2,716	2,493
生産										
高校卒	(2年)	(4年)	(7年)	(12年)	(17年)	(22年)	(27年)	(32年)	(37年)	(42年)
調査産業計	868	958	1,091	1,266	1,533	1,823	1,937	2,089	2,153	1,996
製造業	868	946	1,075	1,252	1,505	1,796	1,960	2,095	2,120	2,074

（注）年齢ごとに回答企業数に異同があり、集計社数がそれぞれ異なる。

表 17 モデル一時金の年齢間格差（55 歳／25 歳）

(倍)

産業区分・年	大学卒	高校卒	
	事務・技術 (総合職)	事務・技術 (総合職)	生産
調査産業計	2.85	2.51	1.97
製造業	2.75	2.50	1.97
前回(令和3年)			
調査産業計	2.84	2.23	1.99
製造業	2.75	2.12	2.00

表 18 モデル一時金の学歴間格差（大学卒事務・技術（総合職）を 100 とした場合の水準）

産業区分・年	高校卒事務・技術 (総合職)		高校卒生産	
	25 歳	55 歳	25 歳	55 歳
調査産業計	84.2	74.1	86.5	59.8
製造業	87.5	79.3	86.5	61.9
前回(令和3年)				
調査産業計	90.4	70.9	83.1	58.3
製造業	95.8	73.9	83.5	60.8

12 地域（都市）手当制度の常用労働者以外の労働者の適用状況

（表 19）【集計表第 13-1 表】

常用労働者以外の労働者に適用される地域（都市）手当制度のある企業は、調査産業計では 21 社（集計 147 社の 14.3%）で、うち、常用労働者と比較した場合に「同一額」を支給する企業は 17 社（常用労働者以外の労働者に適用される地域（都市）手当制度のある 21 社の 81.0%）、「減額」を支給する企業はなく、「その他」と回答した企業は 4 社（同 21 社の 19.0%）となっている。製造業では 12 社（集計 83 社の 14.5%）で、うち、常用労働者と比較した場合に「同一額」を支給する企業は 10 社（常用労働者以外の労働者に適用される地域（都市）手当制度のある 12 社の 83.3%）、「減額」を支給する企業はなく、「その他」と回答した企業は 2 社（同 12 社の 16.7%）となっている。

表 19 産業別地域（都市）手当制度の有無、常用労働者との比較

(社、%)

産業区分	集計社数	制度の有無				
		制度あり	常用労働者との比較			制度なし
			同一額	減額	その他	
調査産業計	147 (100.0)	21 (14.3)	17 (81.0)	- (-)	4 (19.0)	126 (85.7)
製造業	83 (100.0)	12 (14.5)	10 (83.3)	- (-)	2 (16.7)	71 (85.5)

13 技能手当、技術（資格）手当制度の常用労働者以外の労働者の適用状況

(表 20) 【集計表第 13-2 表】

常用労働者以外の労働者に適用される技能手当、技術（資格）手当制度のある企業は、調査産業計では 28 社（集計 147 社の 19.0%）で、うち、常用労働者と比較した場合に「同一額」を支給する企業は 23 社（常用労働者以外の労働者に適用される技能手当、技術（資格）手当制度のある 28 社の 82.1%）、「減額」を支給する企業はなく、「その他」と回答した企業は 5 社（同 28 社の 17.9%）となっている。製造業では 17 社（集計 83 社の 20.5%）で、うち、常用労働者と比較した場合に「同一額」を支給する企業は 15 社（常用労働者以外の労働者に適用される技能手当、技術（資格）手当制度のある 17 社の 88.2%）、「減額」を支給する企業はなく、「その他」と回答した企業は 2 社（同 17 社の 11.8%）となっている。

表 20 産業別技能手当、技術（資格）手当制度の有無、常用労働者との比較

(社、%)

産業区分	集計社数	制度の有無				
		制度あり	常用労働者との比較			制度なし
			同一額	減額	その他	
調査産業計	147 (100.0)	28 (19.0)	23 <82.1>	- <->	5 <17.9>	119 (81.0)
製造業	83 (100.0)	17 (20.5)	15 <88.2>	- <->	2 <11.8>	66 (79.5)

14 医療施設の所定内賃金等（医療施設に関する調査結果）

（表 21）【集計表第 3 表】

医療施設の労働者（医療従事関連の職種以外の者を含む。）の所定内賃金及び基本給は、365,183 円及び 288,129 円となっている。

表 21 医療施設の所定内賃金等

(円、%)

産業	所定内賃金合計	所定内賃金に対する基本給の割合	基本給
医療施設	365,183	78.9	288,129
医療施設以外（調査産業計）	378,488	91.5	346,317
前回（令和元年）			
医療施設	362,963	76.9	279,119
医療施設以外（調査産業計）	371,352	88.9	330,132

(注) 医療従事関連の職種以外の者を含む。労働者数による加重平均。

15 医療従事者一人当たりの基本給等（介護事業所に関する調査結果）

（表 22）【集計表第 14 表】

医療従事者について、職種別に所定内賃金の額をみると、医師は 658,300 円（基本給 455,001 円、職務関連手当 146,040 円）、看護師は 321,300 円（基本給 261,562 円、職務関連手当 31,152 円）、准看護師は 262,882 円（基本給 208,931 円、職務関連手当 39,881 円）、理学療法士は 291,258 円（基本給 248,671 円、職務関連手当 10,734 円）、作業療法士は 278,453 円（基本給 238,662 円、職務関連手当 12,506 円）、診療放射線技師は 332,631 円（基本給 278,226 円、職務関連手当 21,159 円）、臨床検査技師は 317,050 円（基本給 272,132 円、職務関連手当 17,325 円）となっている。

表 22 医療従事者一人当たりの基本給等

（人、円）

職種	人数計	一人当たり平均（月）			
		所定内賃金	基本給	職務関連手当	うち資格手当
1 医師	6,338	658,300	455,001	146,040	58,002
2 看護師	22,383	321,300	261,562	31,152	1,857
3 准看護師	262	262,882	208,931	39,881	10,181
4 理学療法士	860	291,258	248,671	10,734	3,452
5 作業療法士	578	278,453	238,662	12,506	4,480
6 診療放射線技師	1,212	332,631	278,226	21,159	1,663
7 臨床検査技師	1,663	317,050	272,132	17,325	1,367

(参考) 常用労働者に当該手当制度がある調査対象企業における常用労働者以外の労働者への適用状況 (表 23) 【集計表参考第 1 表、参考第 2 表】

常用労働者において当該手当制度「あり」と回答した企業のみについて集計したところ、常用労働者以外の労働者に適用される地域（都市）手当制度のある企業は 20 社（集計 58 社の 34.5%）で、うち、常用労働者と比較した場合に「同一額」を支給する企業は 17 社（常用労働者以外の労働者に適用される地域（都市）手当制度のある 20 社の 85.0%）、「減額」を支給する企業はなく、「その他」と回答した企業は 3 社（同 20 社の 15.0%）となっている。

また、同様に技能手当、技術（資格）手当については、常用労働者以外の労働者に適用される技能手当、技術（資格）手当制度のある企業は 28 社（集計 58 社の 48.3%）で、うち、常用労働者と比較した場合に「同一額」を支給する企業は 23 社（常用労働者以外の労働者に適用される技能手当、技術（資格）手当制度のある 28 社の 82.1%）、「減額」を支給する企業はなく、「その他」と回答した企業は 5 社（同 28 社の 17.9%）となっている。

表 23 常用労働者以外の労働者への当該手当制度適用状況（常用労働者において当該手当制度がある調査対象企業のみ集計）

(社、%)

手当 (調査産業計)	集計社数	制度の有無				
		制度あり	常用労働者との比較			制度なし
			同一額	減額	その他	
地域（都市）手当	58 (100.0)	20 (34.5)	17 (85.0)	- (-)	3 (15.0)	38 (65.5)
技能手当、技術、資格手当	58 (100.0)	28 (48.3)	23 (82.1)	- (-)	5 (17.9)	30 (51.7)